

平成24年5月21日

平成24年度診療報酬新規評価

糖尿病透析予防指導管理料 —チーム医療における 看護の役割—

日本糖尿病教育・看護学会

特別委員会

糖尿病透析予防指導管理料ワーキンググループ



日本糖尿病教育・看護学会 会員の皆さまへ

平成24年度診療報酬改定において、外来糖尿病患者に対し、「糖尿病透析予防指導管理料」がチーム医療として新規に評価されました。

この診療報酬に関しては、本学会は平成23年度にその一部に該当する医療技術評価提案書を提出し、その後、厚労省のヒアリングを受けるとともに、関連情報の提供を会員の皆さまのご協力を得て活発に行ってきました。それらの活動もあって、今回の新規評価に至ったものといえます。

本学会では、特別委員会にワーキンググループを設置し、診療チーム全体での目標とチームにおける看護の役割について検討してまいりました。このたび、その成果を会員の皆さまの施設での診療チーム運営にあたって参考にさせていただくことを目的として、公表することに致しました。研修会等でもぜひご活用ください。

この診療報酬算定にあたっては、研修要件はありませんが、看護の役割を果たすために研鑽し、専門性を高めていく必要があります。会員の皆さまにおかれましては、是非、参考にさせていただき、患者の皆さまへの「糖尿病透析予防指導管理料」による行為の中で、看護の活動が実効をあげるよう、ご尽力いただけますようお願いいたします。

なお、以下のスライドをお使いいただく際には、出典を明記して頂けますようお願い申し上げます。

日本糖尿病教育・看護学会 理事長 嶋森好子



糖尿病透析予防指導管理料（350点）

➤ 算定要件

- HbA1c 6.5%（国際標準値）以上の糖尿病腎症第2期以上の患者（透析療法を除く）に、「糖尿病治療ガイド」等に基づき、指導した場合

➤ 施設基準（概要）

- 透析予防診療チームの設置；

医師、看護師★又は保健師、管理栄養士

★看護師の要件

- ①糖尿病療養指導経験5年以上の看護師
 - ②同経験5年未満2年以上の場合、以下が該当
 - ・慢性疾患看護専門看護師
 - ・糖尿病看護認定看護師、透析看護認定看護師
 - ・糖尿病療養指導士（CDEJ）
- 糖尿病教室の定期的実施等による患者・家族への説明

➤ 成果報告（翌年度6月末現在）



成果報告 の様式

報告年月日： 年 7 月 日

本指導管理料を算定した患者数 (期間： 年 4 月～ 年 3 月)	①	名
--------------------------------------	---	---

①のうち、当該期間後の 6 月末日までに HbA1c が改善又は維持された者	②	名
①のうち、当該期間後の 6 月末日までに血中 Cre 又は eGFR が改善又は維持された者	③	名
①のうち、当該期間後の 6 月末日までに血圧が改善又は維持された者	④	名

HbA1c が改善又は維持が認められた者の割合

$$= \frac{②}{①} \quad \boxed{⑤} \quad \%$$

Cre 又は eGFR が改善又は維持が認められた者の割合

$$= \frac{③}{①} \quad \boxed{⑥} \quad \%$$

血圧の改善又は維持が認められた者の割合

$$= \frac{④}{①} \quad \boxed{⑦} \quad \%$$

[記載上の注意点]

- 「①」の「本管理料を算定した患者数」は、糖尿病透析予防指導管理料を算定した患者数を計上すること。
- 「②」から「④」の「改善又は維持が認められた者」については、初回に糖尿病透析予防指導管理料を算定した日の直近の検査値と、報告時直近の検査値を比べること。



「糖尿病透析予防指導管理料」

— 行為提供による成果に向けての本学会の取り組み —

- 特別委員会ワーキンググループの設置
- 透析予防診療チーム全体での目標の提案と
看護の支援目標と役割の明確化

- チームで対象患者の腎症の病期を確認し、共有する
- 腎症の病期を一つ前に戻す、最低でも維持する
- 看護の支援目標と役割



- 学会HP掲載による会員への周知と、研修実施
- ネットワーク委員会を通じたCDEJ(Ns)への周知



透析予防診療チームの目標と 看護の連携・調整役割

- チームで対象患者の腎症の病期を確認し、共有する
- 腎症の病期を一つ前に戻す、最低でも維持する

施設基準の職種

配置が望ましい職種



透析予防診療チームにおける看護

➤ 支援目標

患者が、腎臓が弱っている身体であることを理解して自分の身体を気遣っていけるよう支援する

➤ 役割

1. チーム内の連携・調整；各職種の特長性発揮のため
2. 病気(糖尿病腎症)と生活行動との関連の説明
3. その人の生活に合った具体的療養行動の提示と実施可能な療養行動と一緒に考えること(具体的療養行動の相談)
4. セルフモニタリング指導；SMBG、Bp、Wt
5. 症状管理指導；浮腫、感染兆候等への対応
6. 病期進行に対して求められる療養行動が変わることへの戸惑い(時に医療不信)に対する気遣い(戸惑いへの対応)



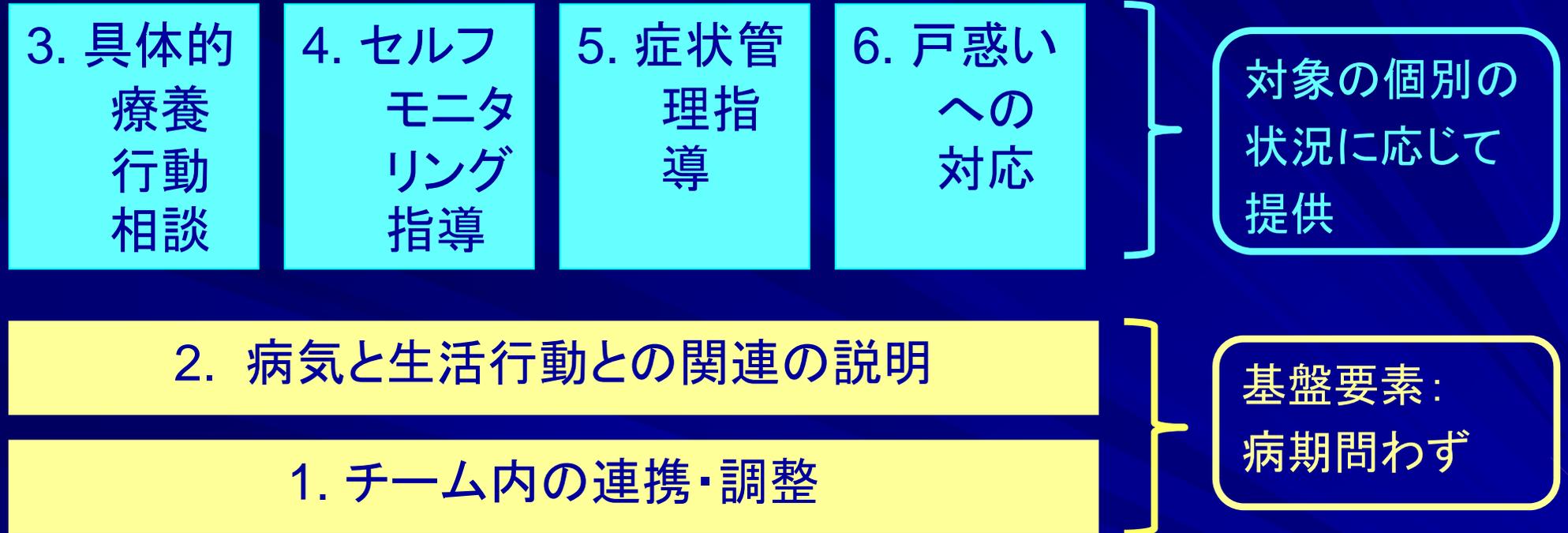
看護の役割(6要素)と腎症の病期

腎症の病期	第1期	第2期	第3期-A	第3期-B ~
1. チーム内の連携・調整	■ ■	▶		
2. 病気(糖尿病腎症)と生活行動との関連の説明	■ ■	▶		
3. 具体的療養行動の相談	■ ■	▶		
4. セルフモニタリング指導	■ ■	▶		
5. 症状管理指導				▶
6. 戸惑いへの対応				▶

各病期における看護のポイントは、別表参照



看護の役割6要素の相互関係



- ・看護の役割りの要素：1.と2.は、病期を問わない
- ・その基盤に立ち、対象者の個別の状況（病期、心理的適応状況など）に応じて、3.4.5.6. の役割を遂行する



看護の役割6要素の根拠

3. 具体的
療養
行動
相談

4. セルフ
モニタ
リング
指導

5. 症状管
理指
導

6. 戸惑い
への
対応

対象の個別の
状況に応じて
提供

2. 病気と生活行動との関連の説明

1. チーム内の連携・調整

基盤要素：
病期間わず

・医療法第2次改正（平成4年）；第一条の二

医療は、……医師、歯科医師、薬剤師、看護師、その他の医療の担い手と医療を受ける者との信頼関係に基づき、……

・厚労省医政局長通知 第1228001号（平成19年）「医師および医療関係職と事務職員等での役割分担の推進について」
看護の役割りの一つとして、慢性疾患の説明



各施設における今後の課題

- 透析予防診療チームの立ち上げ
- 糖尿病患者のデータ把握のための仕組みづくり
 - 腎症病期の把握、特に第2期(腎症可逆期)
 - 病期ごとの改善・進行阻止の実態把握
 - ⇒ 糖尿病透析予防指導管理料の成果報告データに活用
- 患者へのチーム対応の仕組みづくり;
 - 同日に透析予防診療チーム(医師・看護師又は保健師・管理栄養士)全員がそれぞれの役割を果たす
- 糖尿病教室等の内容検討、患者・家族教育への利用方法の検討
- 上記についての情報交換(各施設の仕組み・成果の学会発表等)

JADEN会員の皆様の活躍に期待!



日本糖尿病教育・看護学会
特別委員会
糖尿病透析予防指導管理料ワーキンググループ

委員長；任和子

委員；青木美智子・数間恵子・瀬戸奈津子

中村慶子・森加苗愛・米田昭子

